

P連ってなんだろう？

子どもをまんやかに、つながり、支え合う連合体
— ひとつのPTAではできないことを、みんなの力で —

2026.1

01 | P連の歴史とビジョン

令和7年度、調布市公立学校PTA連合会（P連）は70周年を迎えました。発足以来、調布市と連携し、子どもたちの健やかな成長と豊かな心の育成を願い、学校・家庭・地域をつなぐ役割を担ってきました。社会の変化によりPTAの在り方も見直しが求められる中、P連は市内すべての公立学校（小学校20校と中学校8校）によるネットワークとして、時代に即した形へ進化します。子どもをまんやかに、つながり、支え合い、一校ではできない課題に向き合い、未来をともに育んでいきます。

02 | P連が大切にすること（基本姿勢）

子どもを
まんやかに
考える

すべての活動は、子どもたちの学びと安心につながっているかを軸に考えます。

つながりを
大切にする

学校・家庭・地域・行政をつなぎ、ひとつの学校ではできないことに取り組みます。

支え合い
無理をしない

誰か一人に負担が集中しないよう、できる人ができる形で関わります。

主体的に
かかわる

「やらされる」ではなく、自ら考え、選び、参加する姿勢を大切にします。

見える
伝わる
運営をする

活動や意思決定の過程をできるだけ共有し、開かれたP連を目指します。

03 | まず知ってほしいこと

P連は「上にある組織」ではありません

P連は、調布市内すべての公立小・中学校のPTAがつながり、一校だけではできないことを、みんなで支え合うための「つながりの場」です。指示を出す組織でも、負担を増やすことを目的とした組織でもありません。各学校や保護者の声を持ち寄り、共有し、形にしていくための連合体です。

70年目のアップデート

社会や学校を取り巻く環境が大きく変わる中、P連には「目的が分かりにくい」「参加の意味が見えない」「負担が大きい」といった声がありました。70周年を迎え、時代に合った姿へと見直しを行いました。

主なP連の役割

- ① 学校をこえて「声」をつなぐ
- ② PTA活動を支える
- ③ 子どもの成長を支える環境を整える

04 | コアバリュー

イメージ図



ひとつのPTAではできないこともP連ならできる。

調布市には公立小・中学校28校があり、約1万6千人の子どもたちが学んでいます。P連は、この28校の連携によって、子どもを真ん中に学びと安心を支える協働体制です。市域全体の課題に横断的に向き合える、唯一の保護者連合体として、家庭・学校・地域・行政をつなぎ、未来をともに育んでいきます。

05 | 目的 －70周年を節目に見直しを実施－

子どもを真ん中に、家庭・学校・地域・行政がつながり合い、共に学び・支え合いながら未来を創る、新しいP連の姿を示すものです。



会則第4条

本会は、調布市内のすべての子どもたちの健やかな成長と多様性のある豊かな心の育成を第一に、充実した**学習環境の形成**、保護者が**安心して子育てができる環境の実現**、調布市が抱える**教育課題の解決**、保護者の**つながりを深めるためのネットワークの構築**など、市内における子どもの育成に関わるすべての事柄の更なる充実と発展のため、行政機関や地域社会との架け橋として、会員が相互に協力して活動に取り組んでいくことを目的とする。

06 | 事業

— 目的を動かす8つのエンジン —



①

市内公立学校のPTA
活動の活性化と支援
に関する事業

②

調布市が抱える教育
課題の分析と解決に
向けた事業

③

子どもの感性や意欲
を高めるための文化
並びに教養に関する
事業

④

市内公立学校の教育
施設並びに学習環境
の改善に関する事業

⑤

市内のすべての子ども
の安心と安全並び
に権利を守るための
事業

⑥

会員の親交とネット
ワーク構築のための
事業

⑦

本会の活動の目的と
内容を広く知ってもら
うための事業

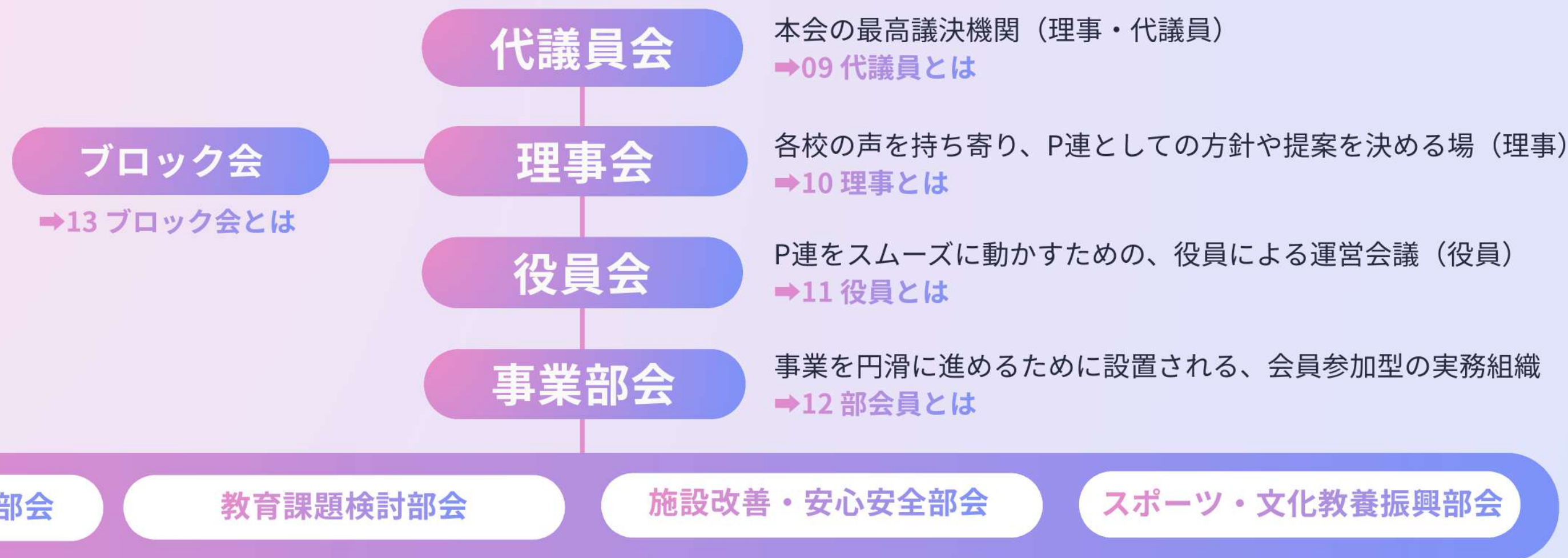
⑧

その他、本会の目的
並びに活動方針に沿
う事業

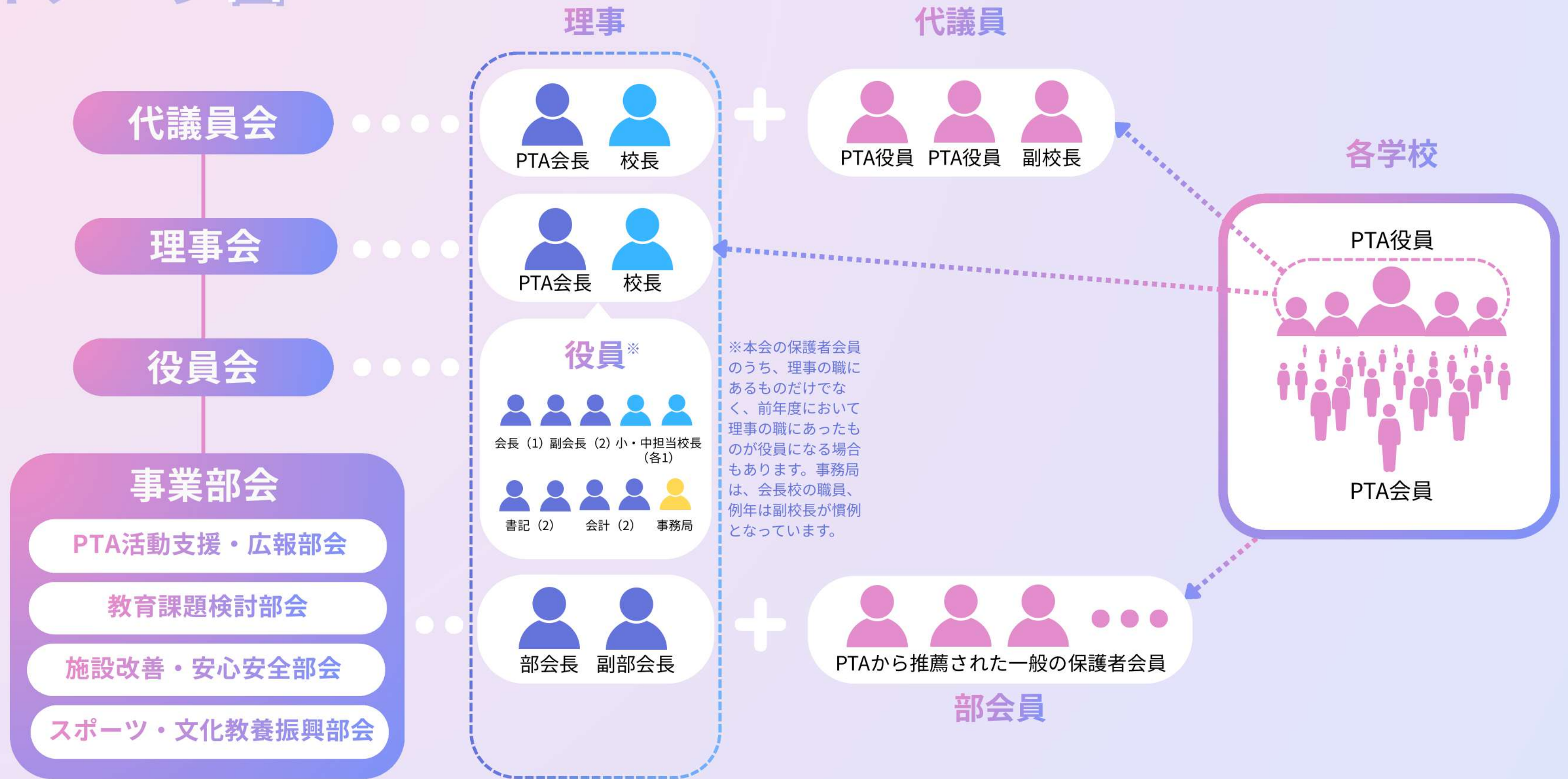
07 | 組織体制

P連は、“少数のPTA会長が抱え込む組織”から、“**みんなで動かす組織**”へと転換しました。会長だけでなく、代議員や単位PTAの役員、PTA会員にも関与の機会を広げ、輪番制による委員会割り当てから、関心に応じて選べる自主的な事業部会制へ移行します。義務的な参加ではなく、**主体的で意欲的な参画**を大切にします。

組織図



イメージ図



08 | 会員とは **会則第7条**

P連の会員は、調布市内の公立学校に設置されているPTAに所属する**保護者**および**教職員**です。各校のPTAにおいて、会員と非会員の区別を設けていない場合は、そのPTAに関わるすべての構成員を、P連の会員として扱います。各学校のPTAの形に配慮し、会員区分の違いによって不都合が生じないようにしています。

09 | 代議員とは **会則第15条**

代議員は、P連の代議員会を構成するメンバーです。各公立学校から、**PTA役員の中から2名**、および**副校長1名**が代議員となります。なお、学校のPTAにおいて役職区分を設けていない場合は、そのPTAから推薦された2名を代議員とします。代議員の任期は1年間です。年度途中で欠員が生じた場合は、必要に応じて該当校から新たに代議員を選任し、その任期は前任者の残り期間となります。

10 | 理事とは **会則第14条**

理事とは、P連の意思決定を担う中心的なメンバーです。**各校のPTA会長と校長**で構成され、理事会に出席し、P連全体に関わる重要事項を話し合い、決定します。理事会は原則**年4回**開催され、代議員会に提出する議案や予算、会則・細則の整備などを審議します。必要に応じて臨時理事会も開かれ、学校現場や保護者の声をP連の判断に反映させる役割を担っています。

11 | 役員とは **会則第9条**

役員とは、P連の運営を担う中心的なメンバーです。会長（1名）、副会長（2名）、小・中学校担当校長（各1名）、書記（2名）、会計（2名）、事務局（1名：会長校の職員、例年は副校長）で構成され、それぞれが役割を分担しながら組織全体を支えています。

会長・副会長・書記・会計になれる人の範囲も見直され、**現役の理事**に加え、**前年度に理事を務めた保護者**も役員候補者となりました。これにより、経験を生かした運営や負担の軽減、円滑な引き継ぎが期待されます。なお、**会長の任期は通算2年間**までとしています。



P連における「役員」の考え方について

P連の役員は、単に会を運営する役割ではなく、各校のPTAを支え、学校・教育行政と連携しながら、調布市全体の教育環境をより良くしていく役割を担っています。そのため、P連の役員には「各校の状況およびPTA活動の実情を把握していること」「P連の組織運営を経験として理解していること」「教育行政や学校と信頼関係を築けること」が求められます。

こうした役割の性質から、P連では「誰でもすぐに役員になれる」という形ではなく、まず理事として1年間活動し、P連の運営や考え方を理解したうえで、次年度の役員を担う仕組みを採用しています。また、P連は各校PTAを支える立場であるため、当該年度のPTA会長であるかどうかに限らず、前年度に理事を経験した会員であれば役員として活動できる仕組みとしています。これにより、PTA会長の負担を軽減しながら、経験を活かした継続的な運営が可能になります。

役員の選出にあたっては、透明性と公平性を重視した、役員推薦委員会を設けています。この委員会では、立候補や意向を尊重しつつ、組織として無理のない体制となるよう調整を行い、最終的には代議員会の承認をもって決定されます。また、会長の任期は最長2年までとし、特定の人に負担や権限が集中しない仕組みとしています。これは、組織の私物化を防ぎ、常に新しい視点が入る健全な運営を続けていくためのものです。

P連の役員制度は、「経験をつなぎ、みんなで支え合う組織」であることを目指して設計されています。

12 | 部会員とは

事業活動に関する細則

① 事業部会

事業部会とは、P連の目的を具体的な活動として実現するための**実働チーム**です。PTA活動支援・広報、教育課題の検討、施設改善や安心安全、スポーツ・文化活動など、テーマごとに部会が設けられています。各部会は、その年度の課題や関心に応じて活動を行い、事業年度ごとに編成されます。輪番制ではなく、関心や得意分野を生かして参加できる、**柔軟で主体的な活動の場**です。

各事業部会の構成

部会長

理事
または
理事経験者

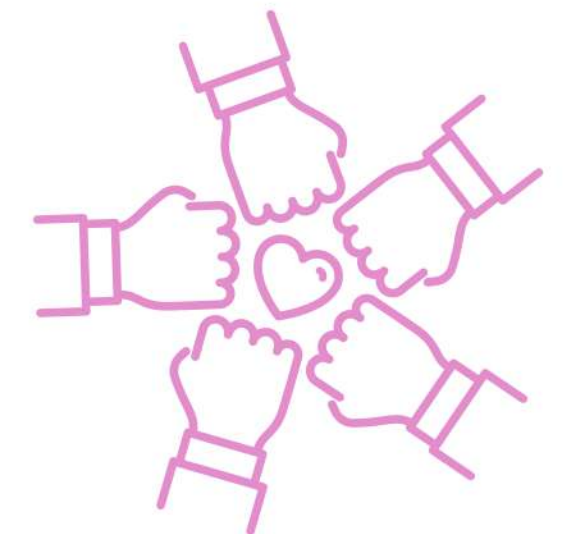
副部会長

部会員

保護者の関与
機会拡大

② 部会員

部会員とは、事業部会の活動に参加するメンバーです。**理事**や**代議員**、**各校PTA役員**のほか、PTAから推薦された**一般の保護者会員**も参加できます。参加は任意で、関心のある部会を自ら選ぶことができ、複数の部会に所属することも可能です。部会員の活動期間は1年間で、無理のない関わり方を大切にしながら、P連の活動を支えています。



③4つの事業部会について



PTA活動支援・広報部会

この部会は、各学校のPTA活動を支え、つなぐ役割を担います。他校の取り組み事例や工夫を共有したり、調査結果や役立つ情報を分かりやすく発信したりすることで、PTA活動の活性化を後押しします。また、P連の活動内容を広く伝え、「何をしている組織なのか」を見える形にする広報も重要な役割です。



教育課題検討部会

この部会は、調布市全体で共有すべき教育課題について考える場です。子どもを取り巻く教育環境や社会の変化を踏まえ、課題を整理・分析し、より良い方向を探ります。教育懇談会の企画・運営を通じて、保護者・学校・行政が対話し、学び合う機会をつくることも大きな役割です。



施設改善・安心安全部会

この部会は、子どもたちが安心して学べる環境づくりを支えます。学校施設や学習環境の改善に関する要望を取りまとめたり、交通安全や防犯など、子どもの安全に関わる課題に取り組んだりします。また、子どもの権利を守る視点を大切に、市全体での安心・安全の向上を目指します。



スポーツ・文化教養振興部会

この部会は、スポーツや文化・教養を通じて、子どもたちの感性や意欲を育む活動を担います。P連主催のスポーツ大会の企画・運営をはじめ、文化や学びの機会を広げる取り組みを行います。学校や学年を越えた交流の場をつくり、子どもと大人が共に楽しみ、成長できる機会を支えます。

上記以外にも、必要に応じて事業を遂行するための部会を設置することができます。



PTA活動支援・広報部会

活動イメージ

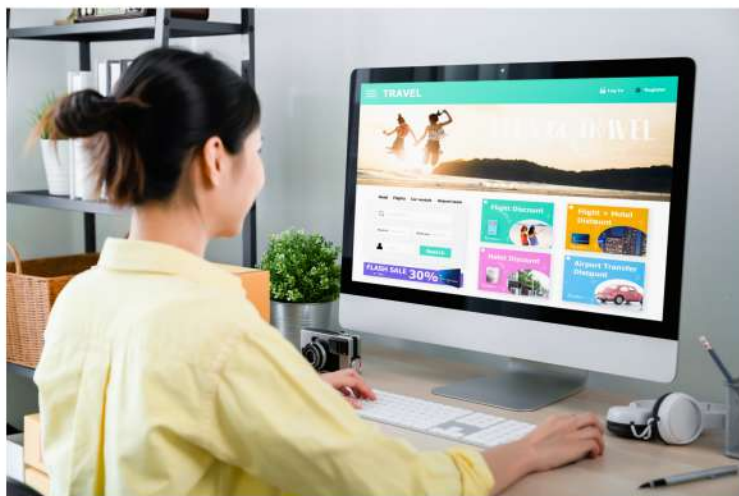


PTA運営情報等の集約

情報交換

ポータルサイトの利活用

PTA活動の広報



この部会は、各学校のPTA活動を支え、
つなぐ役割を担います。

| 教育課題検討部会

活動イメージ



教育懇談会の開催

教育課題の調査・研究

調布市への提言

進学相談会の開催



この部会は、調布市全体で共有すべき教育課題について考える場です。



施設改善・安心安全部会

活動イメージ



施設改善及び環境整備要望書の提出

安全事業等の情報集約

ポータルサイトの活用



交通安全

この部会は、子どもたちが安心して学べる環境づくりを支えます。

人 | スポーツ・文化教養振興部会

活動イメージ

P連体育事業の開催

P連が5種類の競技大会を主催し、各競技の実行委員会が企画・準備をします。6月頃から予選が始まり9月～11月にかけて決勝を行います。①卓球大会 ②バレーボール大会 ③バドミントン大会 ④中学校親善ソフトボール大会 ⑤小学校親善ソフトボール大会

会員の親交

文化・教養振興事業

この部会は、スポーツによる会員の親交を図り、文化・教養を通じて、子どもたちの感性や意欲を育む活動を担います。



13 | ブロック会

会則第19条

理事会は、各校の声をもち寄り、P連としての方針や提案を決める大切な場です。一方で、人数が多く、どうしても堅苦しい雰囲気になりがちで、気軽な意見交換がしにくいという側面もあります。

そこで、理事会とセットで開催するのがブロック会です。理事会を学校ブロックごとに分け、理事同士がひざを突き合わせて情報交換を行います。ブロック会は右表の区分による各ブロックの理事により構成されます。ブロック内で互選されたブロック長1名が会長からの要請等に基づいてその都度招集します。近隣校の状況や悩みを共有し、顔の見える関係を築くことで、会話しやすく、信頼関係の深まる場となります。ブロック会で生まれた声を理事会につなげることで、より実態に即したP連の運営を目指します。



	学校名
第1ブロック	小学校：第一小、八雲台小、深大寺小、上ノ原小、石原小、北ノ台小、柏野小 中学校：調布中、神代中、第七中
第2ブロック	小学校：第二小、第三小、富士見台小、染地小、多摩川小、杉森小、飛田給小、布田小 中学校：第三中、第五中
第3ブロック	小学校：滝坂小、若葉小、緑ヶ丘小、国領小、調和小 中学校：第四中、第六中、第八中

14 | 役員推薦委員会

会則第13条



役員推薦委員会とは、次の年度のP連役員や、年度途中で欠員が出た場合の後任役員を選ぶために設けられる委員会です。保護者役員や理事、さらに小・中学校担当校長で構成され、特定の人に負担や判断が偏らないよう、ブロックごとの代表も加わります。候補者について話し合い、合意を得たうえで役員会に報告する、公平で透明性のある役員選出を支える仕組みです。

(メンバー構成 計11名)

- 1 本会の保護者会員のうち役員の職にあるもの (3名)
- 2 本会の保護者会員のうち理事の職にあるもので役員以外のもの (6名) → ブロックに区分される小・中学校に所属する理事から各1名
- 3 小・中学校担当校長 (各1名)

(運営)

委員長 (1) 名、副委員長 (2)

委員長及び副委員長のうち1名は保護者会員である委員から互選により選任する。

なお、副委員長のうち残る1名は小・中学校担当校長から選任する。

会長からの要請に基づき委員長が招集するものとし、委員の過半数が出席し、出席者の過半数の賛成により、決議事項の決定をすることができる。

15 | 会費について

会則第20条

会費の計算方法（学級数により変動）

会費は、「固定負担額3,000円」及び「会費単価額」に「各校の1学期初日における学級数（特別支援学級を含む。）」を乗じて算出します。本会の活動に支障が生じないように収支の均衡に考慮しつつ、社会情勢等を踏まえて、役員会により決定されます。運営費は、第1回理事会で会計までお納めください。

3,000円
(固定負担額)

+

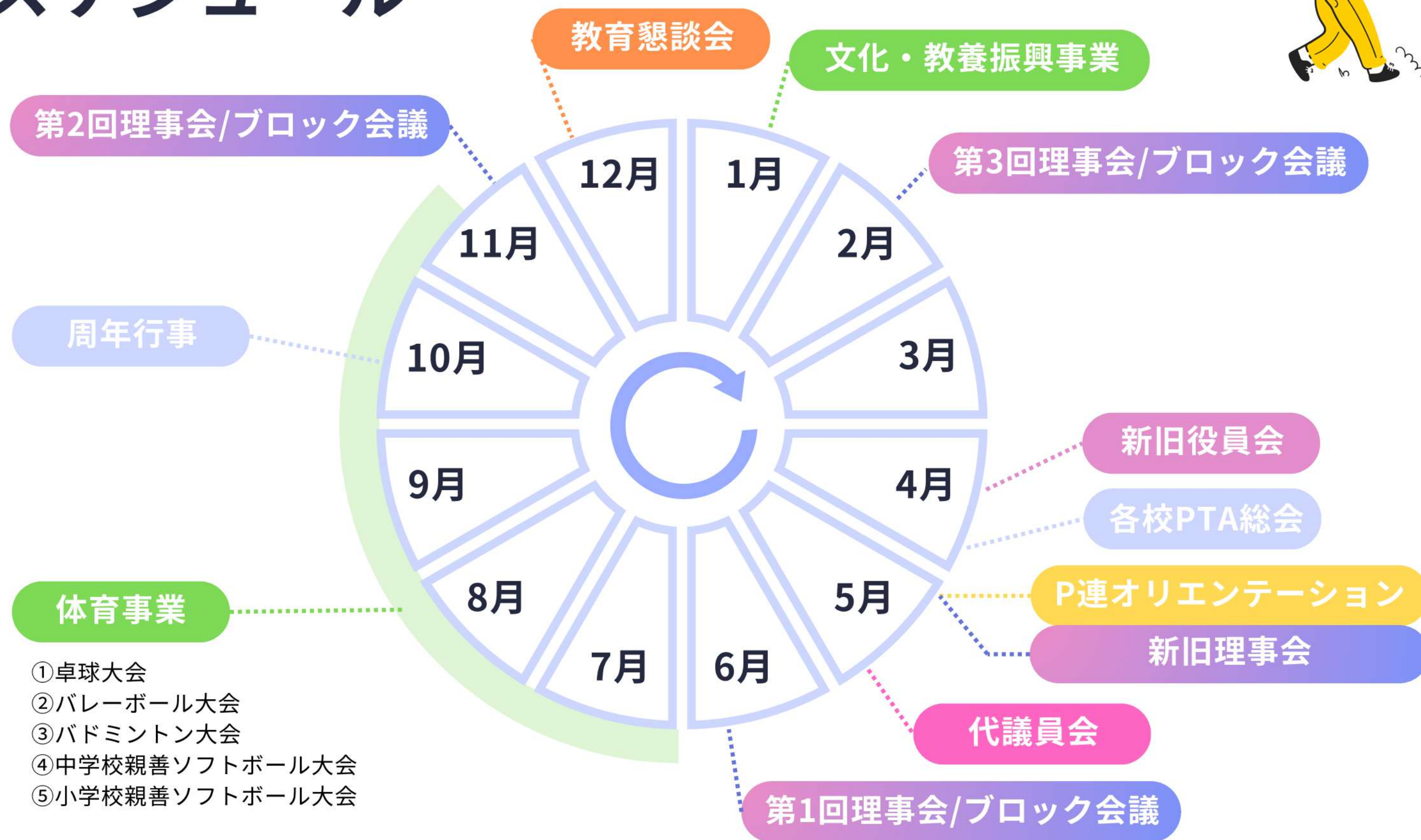
会費単価額^{※1} × 各校の1学期初日における学級数^{※2}

※1 会費単価額の上限は400円

※2 各校の1学期初日における学級数（特別支援学級を含みます）。特別支援学級は、固定級が複数学級あっても1学級と数えます。通級は数えません。

例：学級数が20だった場合 → $3000 + (400 \times 20) = 11,000$ 円

16 | スケジュール



THANK YOU

ご覧いただき、ありがとうございました。

私たちは、みなさまのPTA活動を支援するための連合体です。

わからないことは、お気軽にご質問ください。